

令和4年度（第134回）福岡市情報公開審査会

議事次第

開催日時 令和4年10月3日（月）10時から
場 所 福岡市役所15階・1503会議室

1 開会

2 議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 福岡市情報公開審査会委員名簿
- 資料2 福岡市情報公開審査会部会（案）
- 資料3 公文書公開制度の運用状況

福岡市情報公開審査会委員名簿

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

任期：令和 4 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日（山下委員を除く 6 名）

平成 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（山下委員）

（敬称略 五十音順）

氏名	役職名
いしもり ひさひろ 石森 久広	西南学院大学法学部 教授
いそがわ なおゆき 五十川 直行	九州大学 名誉教授
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士
おおわき しげあき 大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院 教授
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

福岡市情報公開審査会部会（案）

○ 第1部会

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名
五十川 直行 いそがわ なおゆき	九州大学 名誉教授
大神 朋子 おおがみ ともこ	弁護士
大脇 成昭 おおわき しげあき	九州大学大学院法学研究院 教授
作間 功 さくま こう	弁護士

○ 第2部会

氏名	役職名
石森 久広 いしもり ひさひろ	西南学院大学法学部 教授
北坂 尚洋 きたさか なおひろ	福岡大学法学部 教授
作間 功 さくま こう	弁護士
山下 亜紀子 やました あきこ	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

【参考】福岡市情報公開条例

(会議)

- 第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 審査会の行う審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、審査会は、その範囲においてこれを公開することができる。

(部会)

- 第27条 審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
- 部会に属する委員の数は、3人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。
 - 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
 - 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。
 - 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 前条の規定は、部会について準用する。

II 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表 1 のとおりです。

表 1

(単位：件)

年度	請求件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長		
				非公開情報	不存在	存否応答拒否		通常	特例	
2	2154	1456	445	23	146	11	1	87	7	156
3	2303	1497	534	36	240	10	1	90	7	158

備考

- 1 件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表 2 のとおりです。

表 2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況						取下げ	
	2	3	公開	一部公開	非公開			却下		
					非公開情報	不存在	存否応答拒否			
市長	会計室	0	1	1	0	0	0	0	0	
	市長室	5	4	1	2	0	1	0	0	
	総務企画局	44	53	23	21	10	11	0	1	
	財政局	109	117	78	30	0	9	0	8	
	市民局	94	77	41	37	1	12	0	3	
	こども未来局	21	25	8	16	0	6	1	0	
	保健福祉局	133	160	95	37	2	28	1	9	
	環境局	79	72	46	16	0	19	0	1	
	経済観光文化局	39	33	19	10	3	7	0	2	
	農林水産局	56	68	47	14	0	4	0	6	
	住宅都市局	179	176	80	63	3	21	4	13	
	道路下水道局	394	394	309	34	1	7	0	55	
	港湾空港局	92	95	87	9	1	5	0	4	
	区役所	437	513	380	114	0	22	1	12	
	小計	1682	1788	1215	403	21	152	7	114	
議長		15	7	5	1	0	0	0	1	
教育委員会		126	181	101	41	9	45	3	9	
選挙管理委員会		3	2	1	1	0	0	0	0	
人事委員会		4	11	5	6	2	1	0	0	
監査委員会		6	6	3	2	0	2	0	1	
農業委員会		2	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	3	1	2	0	0	0	0	
公営企業水道局		133	118	87	21	2	3	0	8	
管理者交通局		32	61	41	15	1	8	0	5	
消防長消防局		117	95	31	38	1	23	0	3	
福岡市立病院機構		5	9	5	1	0	2	0	1	
福岡市住宅供給公社		7	6	2	3	0	4	0	0	
福岡市土地開発公社		5	-	-	-	-	-	-	-	
担当課なし		17	16	0	0	0	0	0	16	
合計		2154	2303	1497	534	36	240	10	1	
									158	

備考

- 1 件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

不服申立ての件数とその処理状況は、表 3 のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未裁決
令和2年度の申立て分	9	0	3	5	0	0	1	0
令和3年度の申立て分	37	0	0	0	0	5	24	0

備考

- 令和2年度の申立て9件のうち、1件は令和4年6月に実施機関に対して答申を行った。
- 令和3年度の申立て37件のうち、7件は諮問前に取下げ、1件は令和4年4月に諮問が行われている。また、2件は令和4年6月に、1件は同年8月に、1件は同年9月に実施機関に対して答申を行った。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分	令和2年度		令和3年度		
	数量	金額	数量	金額	
用紙	モノクロ	42,660枚	426,600円	35,638枚	356,380円
	カラー	2,980枚	89,400円	1,186枚	35,580円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)	0枚	0円	0枚	0円	
スライド (印画紙に印画したもの)	0枚	0円	0枚	0円	
CD-R	648枚	45,360円	705枚	49,350円	
DVD-R	1枚	120円	2枚	240円	
録音テープ	0巻	0円	0巻	0円	
ビデオテープ	0巻	0円	0巻	0円	

備考

- 用紙に複写する場合 モノクロ1枚（片面）10円、カラー1枚（片面）30円。写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音テープ1巻170円、ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- 諮問された不服申立て事案について審議し、
 - 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】
- 令和3年度以前になされた諮問について、令和3年度に審査会で処理したもののは表5のとおりです。

表5

諮問の概要 (令和2年度諮問第1号)	不服申立て事案についての諮問 市政への提案に係る案件について、特定個人と電話対応した教育委員会生徒指導課の担当職員名を確認できる文書
実施機関	教育委員会指導部生徒指導課
決定年月日	令和2年3月3日（非公開決定）
非公開理由	条例第10条第1号に該当 個人を特定してなされた公開請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該個人が関与している事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号で個人情報を非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不服申立て年月日	令和2年4月22日
諮問年月日	令和2年5月14日
審査会開催日 (第1部会)	令和2年11月16日、12月25日、 令和3年1月26日、2月26日、3月29日
答申年月日	令和3年4月19日
答申内容	「市政への提案に係る案件について、特定個人と電話対応した教育委員会生徒指導課の担当職員名を確認できる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	令和3年5月14日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (令和2年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 別紙（添付）の記1. ①②③及び記2. に係る文書
実施機関	教育委員会指導部生徒指導課
決定年月日	令和2年5月7日（非公開決定）
非公開理由	条例第10条第1号に該当 個人を特定してなされた公開請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該個人が関与している事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号で個人情報を非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不服申立て年月日	令和2年5月25日
諮問年月日	令和2年6月18日
審査会開催日 (第1部会)	令和2年11月16日、12月25日、 令和3年1月26日、2月26日、3月29日
答申年月日	令和3年4月19日
答申内容	「別紙（添付）の記1. ①②③及び記2. に係る文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	令和3年5月14日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 教育長が「国会議員との懇談会」に出席するために、公費が当たられる根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会教育支援部健康教育課
決 定 年 月 日	令和2年5月7日（公開決定）
非 公 開 理 由	—
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年5月25日
諮 問 年 月 日	令和2年6月26日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和2年11月16日, 12月25日, 令和3年1月26日, 2月26日, 3月29日
答 申 年 月 日	令和3年4月19日
答 申 内 容	「教育長が「国会議員との懇談会」に出席するために、公費が当たられる根拠となる文書」について、福岡市教育委員会が行った公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和3年5月14日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 特定職員に係る案件に限定して、①※別紙回答1の根拠となる文書、②※別紙回答2の根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会総務部職員課
決 定 年 月 日	令和2年5月7日（公開決定、一部公開決定、非公開決定）
非 公 開 理 由	・公開請求に係る公文書を保有していない。 ・条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年5月25日
諮 問 年 月 日	令和2年6月22日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和2年11月16日, 12月25日, 令和3年1月26日, 2月26日, 3月29日
答 申 年 月 日	令和3年4月19日
答 申 内 容	「特定職員に係る案件に限定して、①※別紙回答1の根拠となる文書、②※別紙回答2の根拠となる文書について、福岡市教育委員会が行った公開決定、一部公開決定及び非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和3年5月10日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (令和2年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問 特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事の作業員名簿
実施機関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決定年月日	令和2年9月4日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
不服申立て年月日	令和2年9月28日
諮問年月日	令和2年10月13日
審査会開催日 (第2部会)	令和2年11月11日, 12月23日, 令和3年1月20日, 2月10日, 3月24日
答申年月日	令和3年4月19日
答申内容	「特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事の作業員名簿」について、福岡市長が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。
裁決・決定年月日	令和3年5月17日
裁決・決定内容	一部認容（答申どおり）

諮問の概要 (令和2年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問 工事関係書類（特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事）
実施機関	早良区総務部生涯学習推進課
決定年月日	令和2年9月2日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当 公開することで特定の個人を識別することができるもの、また法人の利益を害する恐れがあること、法人代表者印について偽造防止のため。
不服申立て年月日	令和2年9月28日
諮問年月日	令和2年10月23日
審査会開催日 (第2部会)	令和2年11月11日, 12月23日, 令和3年1月20日, 2月10日, 3月24日
答申年月日	令和3年4月19日
答申内容	「工事関係書類（特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事）」について、福岡市長が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。
裁決・決定年月日	令和3年5月18日
裁決・決定内容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市が設定する、指定地域密着型通所介護事業者及び指定介護予防型通所サービス事業者の指定の取消しを行う場合の不利益処分基準が記載されている書面
実 施 機 関	保健福祉局高齢社会部事業者指導課
決 定 年 月 日	令和2年10月16日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第5号に該当 監査では、関係書類の確認と関係者からの聴取により事実関係を特定することから、すべてを公にすることで、当市の介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年10月27日
諮 問 年 月 日	令和2年11月16日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和3年4月21日、5月26日、6月23日、7月21日、8月31日、9月15日、10月27日、11月17日、12月15日 令和4年2月17日
答 申 年 月 日	令和4年3月16日
答 申 内 容	「福岡市が設定する、指定地域密着型通所介護事業者及び指定介護予防型通所サービス事業者の指定の取消しを行う場合の不利益処分基準が記載されている書面」について、福岡市長が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、各項目の配点及び合計点数の部分を除いて、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第8号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）
実 施 機 関	教育委員会総務部服務指導課
決 定 年 月 日	令和2年9月16日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 氏名、所属、学級は、個人に関する情報であり、また、教員の氏名、所属を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年11月20日
諮 問 年 月 日	令和2年12月14日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和3年4月28日、5月28日、6月25日、7月30日、8月27日、9月29日、10月20日、11月16日、12月24日
答 申 年 月 日	令和4年1月20日
答 申 内 容	「福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）」について、福岡市教育委員会が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、被害児童生徒の所属する学級については、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年2月1日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮詢の概要 (令和2年度諮詢第9号)	不服申立て事案についての諮詢 自衛隊へ提供した18歳と22歳の名簿に関する事項を含む執行予算額等を記載した公文書。 1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額 2. 名簿作成印刷費の金額 3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額 4. その他、名簿提供に費やした金額 5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書 6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ①支出命令書、②若しくは、支出負担行為決議書兼支出命令書
実施機関	市民局総務部区政課
決定年月日	令和2年10月1日 (非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和2年12月21日
諮詢年月日	令和3年1月6日
審査会開催日 (第1部会)	令和3年11月16日、12月24日 令和4年1月24日、2月21日、3月30日
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮詢の概要 (令和3年度諮詢第1号)	不服申立て事案についての諮詢 施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規
実施機関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決定年月日	令和3年5月28日 (非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年6月8日
諮詢年月日	令和3年7月7日
審査会開催日 (第1部会)	令和4年1月24日、2月21日
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 特定年月日に行われた特定中学校敷地付近の電柱工事において、特定工事業者の学校敷地内への立入許可に関する届出書
実施機関	教育委員会教育環境部教育環境課
決定年月日	令和3年6月21日（公開決定）
非公開理由	—
不服申立て年月日	令和3年7月5日
諮問年月日	令和3年8月5日
審査会開催日	令和3年11月24日審査請求取り下げ
答申年月日	
答申内容	
裁決・決定年月日	
裁決・決定内容	

諮問の概要 (令和3年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 特定個人の給水装置工事関係書類
実施機関	水道局保全部節水推進課
決定年月日	令和3年5月24日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 対象文書が個人情報に当たるため。
不服申立て年月日	令和3年8月18日
諮問年月日	令和3年9月14日
審査会開催日 (第2部会)	令和4年2月17日、3月24日
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮詢の概要 (令和3年度諮詢第4号)	不服申立て事案についての諮詢 特定中学校のワックス・洗浄剤の管理簿（令和2年度及び令和3年度（8月まで）分）
実施機関	教育委員会総務部学務支援課
決定年月日	令和3年9月16日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年9月24日
諮詢年月日	令和3年10月15日
審査会開催日 (第1部会)	令和4年1月24日、3月30日
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮詢の概要 (令和3年度諮詢第5号)	不服申立て事案についての諮詢 福岡市が被告及び原告の訴訟記録（訴状・答弁書・準備書面・判決文）（過去10年分）
実施機関	総務企画局行政部法制課
決定年月日	令和3年9月1日（却下決定）
却下理由	福岡市情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、相当期間を定めて補正を求めたが、補正に応じなかつたため。
不服申立て年月日	令和3年9月22日
諮詢年月日	令和3年10月20日
審査会開催日	—
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要 (令和3年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問 3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした『土地売買に関する契約書』に関する文書一括
実 施 機 関	道路下水道局用地部公共施設用地課
決 定 年 月 日	令和3年9月22日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年9月30日
諮 問 年 月 日	令和3年10月27日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	（令和3年度末現在審議中）
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和3年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 博多バスターミナルに設置しているシェアサイクルのポートに関する公文書、協議録、メモ
実 施 機 関	道路下水道局管理部自転車課
決 定 年 月 日	令和3年10月7日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (関与していないため。)
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年10月8日
諮 問 年 月 日	令和3年11月1日
審 査 会 開 催 日	
答 申 年 月 日	
答 申 内 容	令和3年2月10日取り下げ
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	
裁 決 ・ 決 定 内 容	

諮問の概要 (令和3年度諮問第8号)	不服申立て事案についての諮問 シェアサイクルに関する公文書（市民からのクレーム、事業採択稟議）
実施機関	道路下水道局管理部自転車課
決定年月日	令和3年10月8日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・当該法人の権利、競争性の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・自由かつ率直な意見の交換が不当に妨げられるおそれがあるため
不服申立て年月日	令和3年10月12日
諮問年月日	令和3年11月1日
審査会開催日	
答申年月日	
答申内容	令和3年2月10日取り下げ
裁決・決定年月日	
裁決・決定内容	

諮問の概要 (令和3年度諮問第9号)	不服申立て事案についての諮問 ・シェアサイクルの企画に関し、当初の事業者採択以降の資料、稟議、報告などのすべて ・特定ビル沿いの点字ブロックのある通路へのポート設置について、内部報告、稟議、調整等のやりとりがわかる文書
実施機関	総務企画局企画調整部企画課
決定年月日	令和3年10月11日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年10月12日
諮問年月日	令和3年11月4日
審査会開催日	
答申年月日	
答申内容	令和3年2月10日取り下げ
裁決・決定年月日	
裁決・決定内容	

諮詢の概要 (令和3年度諮詢第10号)	不服申立て事案についての諮詢 特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議の議事録
実施機関	教育委員会教育支援部教育支援課
決定年月日	令和3年8月5日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年10月22日
諮詢年月日	令和3年11月8日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮詢の概要 (令和3年度諮詢第11号)	不服申立て事案についての諮詢 福岡市教育委員会所属の職員の①学校の異動履歴及び②専門教科がわかる文書
実施機関	教育委員会職員部教職員第2課
決定年月日	令和3年10月12日（非公開決定）
非公開理由	①条例第7条第1号に該当個人に関する情報であるため ②公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年10月18日
諮詢年月日	令和3年11月11日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第12号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市教育委員会所属の職員の専門教科がわかる文書
実施機関	教育委員会職員部教職員第2課
決定年月日	令和3年10月14日 (非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年10月20日
諮問年月日	令和3年11月11日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第13号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市教育委員会所属の職員の経歴がわかる文書
実施機関	教育委員会職員部職員課
決定年月日	令和3年10月14日 (非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 対象文書のすべてが個人情報にあたるため
不服申立て年月日	令和3年10月20日
諮問年月日	令和3年11月11日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第14号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市立特定高等学校における1年生現代社会について履修する根拠、副教材選定過程がわかる文書等
実施機関	教育委員会指導部高校教育課
決定年月日	令和3年7月16日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (履修の根拠となる学習指導要領は福岡市の公文書とはならず、他の文書については作成をしていない。)
不服申立て年月日	令和3年8月3日
諮問年月日	令和3年11月15日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第15号)	不服申立て事案についての諮問 教育センター人材育成課主催の人権研修における①講師報償費に関する書類、②講師資料及び③録画録音
実施機関	教育委員会教育センター人材育成課
決定年月日	令和3年8月6日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (①現在処理中であるため。②講師が当日パソコンで提示した資料であるため。③録画録音を行っていないため。)
不服申立て年月日	令和3年10月22日
諮問年月日	令和3年11月17日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第16号)	不服申立て事案についての諮問 財政局アセットマネジメント推進部施設建設課のスケジュール帳の保存期間がわかるもの
実施機関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決定年月日	令和3年10月8日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (保存期間に係る規定はなく、保存期間を定めていない。)
不服申立て年月日	令和3年10月20日
諮問年月日	令和3年11月17日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第17号)	不服申立て事案についての諮問 早良市民センター等蓄熱槽防水改修工事の設計変更書類 (変更理由がわかるもの) 及び市が最終的に支払った総額のわかるもの
実施機関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決定年月日	令和3年10月1日（公開決定）
非公開理由	—
不服申立て年月日	令和3年10月18日
諮問年月日	令和3年11月17日
審査会開催日	
答申年月日	
答申内容	令和3年11月24日取り下げ
裁決・決定年月日	
裁決・決定内容	

諮問の概要 (令和3年度諮問第18号)	不服申立て事案についての諮問 上水道を直近の2か月で6,000立法メートル以上、または年間36,000立法メートル以上（平成31年度）使用する事業場の水量順一覧（①事業場名②所在地③使用水量）
実施機関	水道局総務部営業企画課
決定年月日	令和3年10月20日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第2号に該当 事業所名及び施設所在地は公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年10月29日
諮問年月日	令和3年11月26日
審査会開催日	—
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第19号)	不服申立て事案についての諮問 人事委員会事務局の定期健康診断診断表（健康診断個人票（人事委員会事務局職員分））
実施機関	総務企画局人事部職員健康課
決定年月日	令和3年11月5日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号及び第5号 ・職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月11日
諮問年月日	令和3年11月30日
審査会開催日	—
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第20号)	不服申立て事案についての諮問 教育委員会の定期健康診断診断表（特定高校職員分も含む）令和2年度分
実施機関	教育委員会職員部職員課
決定年月日	令和3年11月5日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号及び第5号 ・職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月16日
諮問年月日	令和3年12月10日
審査会開催日	—
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第21号)	不服申立て事案についての諮問 教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書
実施機関	教育委員会職員部職員課
決定年月日	令和3年10月6日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号 産業医氏名は個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和3年11月22日
諮問年月日	令和3年12月10日
審査会開催日	—
答申年月日	（令和3年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第22号)	令和3年9月及び10月の時間外の時間がわかるもの
実施機関	総務企画局人事部労務課
決定年月日	令和3年10月15日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号 個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不服申立て年月日	令和3年11月17日
諮問年月日	令和3年12月13日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第23号)	総務企画局労務課の労働組合との交渉記録
実施機関	総務企画局人事部労務課
決定年月日	令和3年10月25日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第5号 公にすることにより、人事労務に係る事務に関し、労働組合との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月17日
諮問年月日	令和3年12月13日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第24号)	納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかる文書
実施機関	教育委員会総務部学務支援課
決定年月日	令和3年10月25日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年11月19日
諮問年月日	令和3年12月17日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第25号)	特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式（台帳含む）
実施機関	住宅都市局建築指導部建築審査課
決定年月日	令和3年12月7日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書は保存期間を過ぎており、既に廃棄済みである。)
不服申立て年月日	令和3年12月27日
諮問年月日	令和4年1月14日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第26号)	不服申立て事案についての諮問 特定中学校で使用するワックス及び洗浄剤に関するS D S (安全データシート)
実施機関	教育委員会総務部学務支援課
決定年月日	令和3年12月22日 (非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年1月11日
諮問年月日	令和4年1月19日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和3年度諮問第27号)	不服申立て事案についての諮問 教育委員会の産業医の名前のわかるもの
実施機関	教育委員会職員部職員課
決定年月日	令和3年12月6日 (一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・産業医氏名、性別、生年月日、略歴は、個人情報であるため。 ・受託業者の代表者印は、公開により印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されるため。
不服申立て年月日	令和4年1月19日
諮問年月日	令和4年2月1日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第28号)	特定許可申請に関する添付書類
実施機関	住宅都市局建築指導部開発・建築調整課
決定年月日	令和3年10月26日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号及び第2号に該当 当該法人の利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年1月21日
諮問年月日	令和4年2月24日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第29号)	総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申請書
実施機関	総務企画局人事部労務課
決定年月日	令和3年11月29日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不服申立て年月日	令和4年2月14日
諮問年月日	令和4年3月16日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和3年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

III 福岡市情報公開審査会及び部会の運営状況

1 福岡市情報公開審査会の開催状況

令和3年度の情報公開審査会の開催状況は、表6のとおりです。
また、審査委員は表8のとおりです。

表6

	開催年月日	主な案件
開催なし	—	※令和2年度情報公開制度運用状況については、各部会にて報告。 (R3.10.20第1部会、R3.10.27第2部会)

2 福岡市情報公開審査会部会の開催状況

令和3年度の情報公開審査会部会開催状況は、表7のとおりです。

表7

	開催年月日	主な案件
第1回 (第2部会)	R3.4.21	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第2回 (第1部会)	R3.4.28	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第3回 (第2部会)	R3.5.26	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第4回 (第1部会)	R3.5.28	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第5回 (第2部会)	R3.6.23	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第6回 (第1部会)	R3.6.25	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第7回 (第2部会)	R3.7.21	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第8回 (第1部会)	R3.7.30	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第9回 (第1部会)	R3.8.27	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第10回 (第2部会)	R3.8.31	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第11回 (第2部会)	R3.9.15	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第12回 (第1部会)	R3.9.29	○令和2年度諮問第8号について(審議)

第13回 (第1部会)	R3. 10. 20	○令和2年度諮問第8号について(審議)
第14回 (第2部会)	R3. 10. 27	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第15回 (第1部会)	R3. 11. 16	○令和2年度諮問第8号について(審議) ○令和2年度諮問第9号について(審議)
第16回 (第2部会)	R3. 11. 17	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第17回 (第2部会)	R3. 12. 15	○令和2年度諮問第7号について(審議)
第18回 (第1部会)	R3. 12. 24	○令和2年度諮問第8号について(審議) ○令和2年度諮問第9号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第19回 (第1部会)	R4. 1. 24	○令和2年度諮問第9号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第1号について(審議) ○令和3年度諮問第4号について(審議)
第20回 (第2部会)	R4. 2. 17	○令和2年度諮問第7号について(審議) ○令和3年度諮問第3号について(審議)
第21回 (第1部会)	R4. 2. 21	○令和2年度諮問第9号について(審議) ○令和3年度諮問第1号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第22回 (第2部会)	R4. 3. 24	○令和3年度諮問第3号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第23回 (第1部会)	R4. 3. 30	○令和2年度諮問第9号について(審議) ○令和3年度諮問第4号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)

表8

氏名	職名	備考
石森 久広	西南学院大学法学部教授	第2部会委員 第2部会長職務代理者
五十川 直行	九州大学名誉教授	会長職務代理者 第1部会委員 第1部会長職務代理者
大神 朋子	弁護士	第1部会委員
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	第1部会委員
北坂 尚洋	福岡大学法学部教授	第2部会委員
作間 功	弁護士	会長 第1部会長 第2部会長
山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院准教授	第2部会委員

(令和4年3月31日現在)

IV 出資法人等の情報公開協定の締結状況 (令和4年3月31日現在)

1 出資法人等の情報公開協定の締結状況

出資法人等の情報公開協定の締結状況は、表9のとおりです。

表9

区分	令和2年度			令和3年度		
	協定対象 団体	協定締結 団体	締結率 (%)	協定対象 団体	協定締結 団体	締結率 (%)
市監理法人	18	18	100	17	17	100
市関与法人	10	10	100	10	10	100
財政支援団体	22	12	55	35	14	40
事業支援団体	1	1	100	2	2	100
計	51	41	80	65	44	68

2 情報公開協定を締結している法人・団体名

情報公開協定を締結している法人や団体の名称と、本市における所管課等の名称は、表10-1から表10-4のとおりです。

表10-1

市監理法人（17団体）

市監理法人名	所管課名	
(公財) 福岡アジア都市研究所	総務企画局	企画調整部
(公財) 福岡市施設整備公社	財政局	アセットマネジメント推進課
(公財) 福岡市スポーツ協会	市民局	スポーツ推進課
(社福) 福岡市社会福祉事業団	保健福祉局	障がい企画課
(公財) ふくおか環境財団	環境局	計画課
(株) 福岡クリーンエナジー	環境局	管理課
(公財) 福岡市中小企業従業員福祉協会	経済観光文化局	経営支援課
(公財) 福岡市文化芸術振興財団	経済観光文化局	文化振興課
(公財) 福岡観光コンベンションビューロー	経済観光文化局	観光産業課
(一財) 福岡コンベンションセンター	経済観光文化局	MICE推進課
(公財) 九州先端科学技術研究所	経済観光文化局	新産業振興課
(公財) 福岡市緑のまちづくり協会	住宅都市局	一人一花推進課
(公財) 博多駅地区土地区画整理記念会館	住宅都市局	地域計画課
博多港開発(株)	港湾空港局	総務課
博多港ふ頭(株)	港湾空港局	港営課
(公財) 福岡市水道サービス公社	水道局	広告・駅ナカ事業課
(公財) 福岡市学校給食公社	教育委員会	給食運営課

表10-2

市関与法人（10団体）

市 関 与 法 人 名	所 管 課 名	
（公財）福岡よかトピア国際交流財団	総務企画局	国際政策課
（株）福岡ソフトリサーチパーク	経済観光文化局	新産業振興課
福岡タワー（株）	経済観光文化局	観光産業課
（公財）アクロス福岡	経済観光文化局	文化振興課
（株）博多座	経済観光文化局	文化施設課
福岡地下街開発（株）	住宅都市局	地域計画課
サンセルコビル管理（株）	住宅都市局	地域計画課
福岡北九州高速道路公社	道路下水道局	高速道路推進課
（一財）博多海員会館	港湾空港局	総務課
（公財）福岡市教育振興会	教育委員会	教育支援課

表10-3

財政支援団体（14団体）

財 政 支 援 団 体 名	補 助 金 等 の 支 出 事 務 を 担 当 す る 課 名	
福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会	総務企画局	情報システム課
NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡	こども未来局	こども健全育成課
（一社）福岡市保育協会	こども未来局	運営支援課
（一社）福岡市私立幼稚園連盟	こども未来局	運営支援課
（公社）福岡市シルバー人材センター	保健福祉局	高齢福祉課
（公社）福岡市老人クラブ連合会	保健福祉局	高齢福祉課
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	保健福祉局	地域福祉課
有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会	経済観光文化局	創業支援課
全国モーターボート競走施行者協議会	経済観光文化局	経営企画課
福岡食肉市場株式会社	農林水産局	市場課
西日本鉄道(株)	住宅都市局	まちづくり推進室
アイランドシティ環境配慮街区画地B分譲棟企業連合体	住宅都市局	まちづくり推進室
アイランドシティ フォレストプレイスⅠ街区企業連合体	住宅都市局	まちづくり推進室
アイランドシティ フォレストプレイスⅡ街区企業連合体	住宅都市局	まちづくり推進室

表10-4

事業支援団体（2団体）

事 業 支 援 团 体 名	活 動 経 費 を 負 担 す る 事 務 を 担 当 す る 課 名	
第 19 回 FINA 世界水泳選手権 2022 福岡大会組織委員会	市民局	世界水泳担当
クリエイティブ福岡推進協議会	経済観光文化局	コンテンツ振興課

V 情 報 提 供

1 附属機関等の会議の公開

市政の重要事項を審議するなどの本市政策の企画立案に重要な役割を担う審議会等については、より公正な運営を図り、市民の市政参画の機会を拡充するため、原則として、その会議を公開しています。

(1) 制度の概要

① 対象となる会議

市民や学識経験者等が委員で、法律又は条例で設置される附属機関や要綱で設置される協議会等（以下「附属機関等」）が対象です。

（例外）
・関係団体等との連絡調整が主なもの
・市職員のみで構成されるもの
・イベントの実行委員会等
・その他対象とすることが不適当なもの

② 原則公開

会議は原則として公開で行われます。ただし、次のような場合は非公開となることがあります。

（例外）
・会議の内容が情報公開条例の非公開情報に関するものであるとき
・会議の公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき

③ 会議開催のお知らせ

会議の開催日時等の情報を、福岡市情報プラザと福岡市のホームページにてお知らせしています。

(2) 会議の公開状況

対象となる会議の令和3年度の公開状況は、表11及び表12のとおりです。

表11 機関数

（単位：機関）

	附属機関		協議会等	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
会議の全てを公開とした附属機関等	31	27	181	192
会議の一部を公開とした附属機関等	10	11	22	24
会議の全てを非公開とした附属機関等	15	17	63	73
当該年度に会議が開催されなかった附属機関等	31	31	71	63
合	計	87	86	337
				352

表12 会議開催数

（※福岡市介護認定審査会及び福岡市障がい者介護給付費等認定審査会を除く。）

（単位：回）

	附属機関		協議会等	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
全部公開	66	72	527	528
一部公開	21	26	29	33
非公開	211	220	514	614
会議開催回数（合計）	298	318	1070	1175

2 情報公表施策に関する状況

情報公開条例に基づき市が自主的に公表する義務がある情報の公表状況（令和4年3月末現在）は表13のとおりです。

表13

（単位：件）

区分	公表件数	
	R2年度	R3年度
市の基本的な計画・方針	54	55
市の基本的な計画・方針の中間段階における案 (パブリック・コメント手続)	7	11
市が行う主要な事務又は事業の実施状況	391	364
附属機関等の答申、報告書、議事録、会議資料等	188	185
公開請求が多いため、情報の公表を行うもの	17	19
その他実施機関が定めるもの	7	7

※ ただし市の基本的な計画・方針の中間段階における案（パブリック・コメント手続）については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に公表した件数。

3 情報提供施策に関する状況

（1）情報提供の状況

福岡市では、市役所本庁舎1階の情報プラザにて、市が作成した印刷刊行物やパンフレット等の資料を備え、市民に提供しています。

（2）情報公開室での情報提供

情報公開室では、公開請求者等の希望により、公開決定した公文書の補足資料の情報を提供することができます（複写の費用については公文書公開請求の写しの費用に同じ）。